

Title	同性愛と法理論 : 「承認」概念を手がかりに
Author(s)	前田, 剛志
Citation	阪大法学. 2004, 54(1), p. 219-246
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/55067
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

同性愛と法理論

——「承認」概念を手がかりに——

前田 剛志

はじめに

第一章 ハート対デブリン論争——同性愛をめぐる従来の議論

第二章 同性愛解放運動と理論の進展

第三章 承認をめぐる闘争——同性婚の可能性

おわりに

はじめに

二〇〇四年二月一二日、アメリカ・カリフォルニア州で同性婚の結婚証明書が発行され、それをめぐり一連の騒動が発生している。⁽¹⁾ こうした騒動に代表されるように、最近では、性、特に同性愛を法でどのようにとり扱うかということが問題になる事例を目にすることが多い。⁽²⁾ こうした事態と、同性愛理論の進展を受けて、本稿では同性愛に対して法がどうかかわりあうべきか、その可能性を検討する。法による「平等」保障もさることながら、その考

察を通じ、同性愛と法がどのように関わりあうのか、またどう関わるべきなのかという、法哲学の基本でありながら大問題である「法と道德の関係」についての理解を深めることが可能となると考えるからである。

そのような実践的な不平等の除去と理念的な理解の深化という目的をもって、本稿では、まず第一章で同性愛をめぐる法理学上の論争を概観し、その理論と同性愛解放運動との齟齬を指摘する。第二章では、同性愛を拒否する歴史的・宗教的根拠を考察し、異なる解釈の存在からそのような根拠がかならずしも正当ではないことを指摘し、その後、同性愛解放運動の展開を考察する。そして、第三章で、様々な発展分化している同性愛運動及び理論を支える概念として「承認」を考察し、その哲学的意義、及び法制度としての同性婚の可能性を検討する。本稿全体を通じて、同性愛差別解消には、リベラルな「寛容」ではなく、むしろ他者による承認が不可欠であることを示してみたい。

第一章 ハート対デブリン論争——同性愛をめぐる従来の議論

(一) 論争の概要

法哲学の分野で「同性愛」が取り上げられる場合、それは「法と道德」の主題との関連で記述されることが多⁽³⁾い。道德的にはか非か議論を呼ぶ「同性愛」を、法で強制的に規制することが妥当かどうかを考察するのである。その際取り上げられるのが、一九五七年にイギリスで出された売春及び同性愛に関する「ウォルフエンデン報告」⁽⁴⁾をめぐって行なわれた、デブリンとハートの間での論争である。⁽⁵⁾一九五四年にイギリス内務省に設置された一三人のメンバーからなる通称ウォルフエンデン委員会は、三年後の一九五七年、同意した成人間の非公然的同性愛行為は犯罪としないよう勧告した。報告は、法が干渉すべきではない「私的道德」という領域の存在を認め、「個人の

選択と行動の自由」を重視した。そして、性行動に関する刑法の機能は、「公の秩序と品位の維持、不快なことないしは有害なことから市民を守り、とりわけ傷つきやすい人々を十分に保護すること」であり、こうした目的を實行する上で必要以上に市民の私的生活に踏み込むことは法の機能に属さないと考え、同性愛行為の非犯罪化を提唱したのであった。

この報告に対し、当時、高等院判事だったバトリック・デブリン卿は、同性愛という不道徳に対して立法規制を行う国家権力にはいかなる理論上の制限も付せられないとして、痛烈な批判を展開した。⁽⁶⁾ 社会を形成するのは、「理をわきまえた人 (reasonable man)」なら誰でも確認できる「公共道徳 (public morality)」であり、またそうした道徳が社会の存続にとって不可欠である。したがって、社会は道徳問題に対して判断を下す権利を有することになる。その際、社会は「その存続に不可欠なものを守る場合と同様に」法という武器を道徳の強制のために利用できる⁽⁷⁾のであり、「(同性愛という) 悪徳の抑圧は、国家転覆行為の抑圧同様、法の任務である」とデブリンは主張したのであった。⁽⁷⁾

こうしたデブリンの意見に対して、イギリスの分析法理学者であるハートは、ミルの「危害原理 (harm principle)⁽⁸⁾」に基づき報告を擁護し、デブリンを批判した。⁽⁹⁾ ハートによれば、法的強制が正当化されるのは基本的には他者加害の場合だけであり、たんに不道徳だということは法で規制する正当な理由となりえない。性衝動は日常生活の当たり前の側面であり、抑圧すれば個人の生活、幸福および人格をゆがめることになるとして、ハートは、法による強制を否定したのであった。

こうしたウォルフエンデン報告をめぐる議論に関しては、その後の理論家の分析でもハート側が優勢であり、⁽¹⁰⁾ また法制度も報告に沿う形で推移していった。⁽¹¹⁾ しかし、「公」と「私」を分断するというハートのとった戦略には、

同性愛差別解消を図る上で、問題が少なからず存在するのである。

(二) ハート型アプローチの問題点

同意ある成人間の同性愛行為を法によって禁止することに反対したハートの判断は、社会から抑圧されていた同性愛をプライバシーという形で救済しようとするリベラルな試みであり、同性愛者をめぐる状況改善という目的からすれば、適切であったと評価できるかもしれない。しかし、そのために同性愛を「私的道德」とし、その領域には法が踏み込まないという点で問題が生じる。一つは、法と道徳を厳密に峻別する法実証主義の妥当性であり、もう一つは同性愛を私的自由という形で「私」の領域に閉じ込めてしまうという問題である。⁽¹²⁾ 本稿は「同性愛」を主たる考察対象とするため、前者には十分触れることはできないが、法と道徳の関係については、法と道徳を厳密に区別するのではなく、両者の関係を新たな角度から再検討する試みが現れ始めている。⁽¹³⁾ 次に、後者の問題は、具体的に、ハートのアプローチを取ると、同性愛は私的なものという側面が強調され、かえって同性愛差別を隠蔽し、助長してしまう結果にもなりかねないということである。同性愛が抑圧されている状況を改善する意図は別として、ハートの戦略をとることで、本来公の場で語られうるものが、不当に何ら「語られることのない」プライバシーの領域に閉じ込められてしまう危険性がある。同性愛的指向についても結婚、恋人などの異性愛関係と同様、ある程度はオープンにすることを可能とすべきかもしれないし、同性愛行為を「クローゼット」に押し込めることは、性行為という側面のみによる同性愛者像形成につながりかねず、同性愛者が異性愛者と変わらぬ生活を送っていることが何ら省みられなくなるかもしれない。また、同性愛者はただ単に、私的領域での同性愛行為の自由を望んでいるわけではない。同性愛者としてのありのままの自分を認めて欲しいという強い規範的要求を有しているのであり、

そうした要求にハートの理論は対応しきれていないと思われる。ハートがとる同性愛に対するリベラルな態度には、同性愛行為や同性愛の言説を隠蔽し、同性愛嫌悪・同性愛恐怖 (homophobia) を助長してしまう危惧¹⁴が存在すると同時に、同性愛者の強い承認要求を捉え切れていないという欠点が存在するのである。

ウォルフエンデン報告をめぐる問題の核心は「同性愛が公的道德なのか、私的道德なのか」ではなく、むしろ「同性愛を法で禁止する根拠は何か」ということにあると考えるべきであろう。そこで本章では、同性愛を否定する根拠を批判的に考察し、関連して同性愛を私的領域から政治という公的領域へと拡張するゲイ・アイデンティティの獲得を目指す運動とさらなる理論の展開を概観する。

第二章 同性愛解放運動と理論の進展

ここまでの何の断りもなく「同性愛 (homosexuality)」という言葉を用いてきたが、その厳密な定義は容易ではない。そもそも「同性愛」という用語は、同性愛を生得的なものと考えるハンガリー人医師ベンケルトにより一八六八年に考案されたものであり、その起源はそれほど古くない¹⁵。また、フーコーは、権力と性の結び付きを指摘したが、その分析対象は一七世紀以降の時代であった¹⁶。現在では、人の性的特質を測る尺度として「キンゼイ・スケール¹⁷」と呼ばれるものも存在するが、本稿では暫定的に「自分と同性の人に熱烈な形でひかれる (romantic attraction)、その人に性的欲望を持つか性行動をしたいという性的指向 (sexual orientation) のラベル¹⁸」とし、生物学的性 (sex)、ジェンダー、性自認、性的指向において全てが男 (女) であることを同性愛と考える¹⁹。

(一) 同性愛を否定する根拠の不当性——異なる解釈の存在

欧米社会で同性愛が否定される根拠として、まず、同性愛を不自然な逸脱した性行為であるとする見方が西欧文明の中に存在してきたという歴史的・思想的要因があるとされている。⁽²⁰⁾ 例えばプラトンは、同性愛によって男性の特徴である勇氣と自制心を蝕ばれ、また男の性は結婚して子どもをつくることに存在理由があるのであるから、出産を目的としない同性愛は「自然に反する」と考え、⁽²¹⁾ この考え方がアリストテレスにも受け継がれている。⁽²²⁾ またこうしたギリシャでの捉え方を受けて、アウグステイヌスやトマス・アクィナスが、同性愛に対してキリスト教の立場から批判を行なったと指摘されている。⁽²³⁾ ただその一方で、フーコーのように、当時のギリシャやローマ社会は単性 (monosexual) な社会であって、同性愛／異性愛という区分は適切ではなく、そういう観念すら彼らをもっていなかったとする論者もいる。⁽²⁴⁾ フーコーの指摘に従えば、現代的な意味での「同性愛」は、古代社会には存在していなかったことになる。現代とは異なる意味で用いられていたとも解釈できる記述を今日の同性愛禁止の根拠にすることに、疑問の余地もあろうであろう。

同性愛を禁止するもう一つの大きな理由として、聖書の文言が存在する。キリスト教では同性愛的行為を重大な罪として非難してきたが、その根拠は聖書である。⁽²⁵⁾ 例えば、『レビ記』には、「女と寝るように男と寝てはならない。それはいとうべきことである」(第一八章一二節) あるいは、「女と寝るように男と寝る者は、両者共にいとうべきことをしたのであり、必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる」(第二十章一三節) との記述が存在する。⁽²⁶⁾ また、同性愛行為のために神に滅ばされたとして有名な『創世記』のソドムの町の物語もある。⁽²⁷⁾ こうした聖書の文言によって同性愛が禁止されているとする解釈は、現在でも根強く存在している。

しかし、ここでも、こうした聖書解釈とは異なる解釈が存在する。すなわち、聖書で否定されているのは同性愛

行為一般ではなく、少年を対象とする行為など特殊な形態の同性愛行為であるとする解釈である。さらにまた、聖書は同性愛を厳格に禁止しているのではなく、歴史的に見れば同性愛に対する感情に聖書がほとんど影響を及ぼしていない可能性があることを示唆する解釈も存在するのである。⁽²⁸⁾このように同性愛禁止の根拠とされる聖書の文言についても、様々な異なる解釈が存在しており、聖書や歴史を根拠に同性愛を否定することは困難であるということもできるであろう。

また現在では、同性愛に対する科学的アプローチや同性愛をめぐる言説分析の発展を受け、これまで「性的倒錯 (sexual perversion)」や「性的逸脱 (sexual deviation)」とされてきた同性愛の扱いが変化してきている。⁽²⁹⁾そして、こうした同性愛への理解の変化が法の世界に反映されつつあることを象徴的に示すのが、二〇〇三年のアメリカ連邦最高裁の判例であろう。⁽³⁰⁾当該判決では、同意ある成人間での同性愛者のソドミー行為を規制する州法を合憲と判断した連邦最高裁一九八六年の判決の内容が覆され、同性愛者の性行為を禁じたテキサス州法が違憲とされた。パウーズ判決ではデュー・プロセス条項によって保障される基本的権利の中にソドミー行為を行う権利はないとされ、さらにバーガー首席裁判官は、W・ブラックストンの言葉を引用して、同性愛行為は「強姦よりも重大な悪行 (deeper malignity)」であるとまで述べていた。⁽³²⁾それに対し、ローレンス判決は、パウーズ判決は同性愛者の生を貶めているとし、同意した成人男性であったローレンスらには自らの私生活尊重する権利が与えられていたのであり、テキサス州は彼らの私的な性的行為を犯罪とすることで、彼らの存在を貶め、彼らの運命を支配することはできないとして、州法はデュー・プロセス条項に違反すると判示したのであった。

このようなアメリカにおける同性愛をめぐる状況の変化は、ゲイ／レズビアンの運動の進展や理論の発展を受けたものと見ることができ、それは、「私」の領域に閉じ込められていた同性愛が公的な領域に進出したからこそ

結果であるとも考えることも可能であろう。次節ではそうした運動や理論の展開を概観する。

(二) レズビアン／ゲイ運動——政治の場にアイデンティティを求めて

一九六九年のストーンウォールの暴動をきっかけとして、レズビアン／ゲイによる解放主義的運動が展開された。⁽³³⁾この運動は、自らの性的指向を「カミング・アウト」することで、異性愛者と同性愛者との差異を前面に打ち出し、異性愛者とは異なる自分達の確固たるゲイ・アイデンティティの増大を目指すものであった。さらに、一九七〇年代後半になると、ゲイやレズビアンのコミュニティが都市圏において可視化されるのに伴い、同性愛運動は、「エスニック」モデルを採用し、⁽³⁴⁾平等だが異なる性的マイノリティ・グループとして、現在の秩序の中で性的マジョリティとの平等を確保することを図るようになった。⁽³⁵⁾もはや同性愛は「私」の領域に閉じ込められるものではなくなりつつあった。こうした動きについて、私的な自由を認めるというリベラルな対応だけでは同性愛差別是正には不十分であることが顕在化してきたものと、評価することもできるであろう。

しかし他方で、「ゲイ」という集団的アイデンティティの形成に関しては、それが白人中流階級の価値観を優遇していると非難されたように、多様なゲイのあり方を認めない危険性が存在している。⁽³⁶⁾ゲイの内部にも、田舎の黒人労働者もいれば、都市で生活する白人もおり、人種の差異・経済的格差は存在している。彼らをゲイというアイデンティティの下、一括して理解することは問題であると指摘されたのである。

ゲイという集団的アイデンティティ・ポリティクスが持つとされるこうした問題を克服しようと、新たにクエア理論が登場する。それは性的指向のみによってセクシュアリティを二元的に異性愛／同性愛と理解するのではなく、多様で曖昧な性のあり方を提唱する理論である。

(三) クイア理論の進展——二項対立の脱却を目指して

一九九〇年代初頭から西洋圏で「クイア (queer)」という言葉が、使用され始めた。そもそも「変態」「オカマ」などを意味し、非異性愛者を差別的に叙述し、そうした人びとに対する「揶揄」や「非難」の意味を秘めたものであったこの言葉の採用には、十分な意図があったと指摘されている。⁽³⁷⁾ ゲイ・アイデンティティ政策では見逃されがちなゲイ内部の差異に注目すること、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスセクシュアル、トランスジェンダーなど様々なセクシュアリティのあり方を「集約」すること、既存学問領域を横断することなどがそれである。そして、この理論の目的は、それがフーコーやラカン、デリダらポスト構造主義の影響を受けていることからも理解できるように、同性愛／異性愛の二分法を脱構築し、全ての固定化された性的アイデンティティを動揺させることにある。⁽³⁸⁾

クイア理論の代表的論者としては、セクシュアリティが言説によって生み出されるとするフーコーの議論をジェンダーに展開するジュディス・バトラ⁽³⁹⁾や、「ホモソーシャル」な社会及びそこで規範的とされる異性愛が、いかに同性愛嫌悪を中心に構成されているかを考察したイヴ・コゾフスキー・セジウィツ⁽⁴⁰⁾らがいる。彼女達の分析によつて、ゲイ・アイデンティティ・ポリティックスが持つ問題点の批判的検討がなされ、提供された新たな視点によつて同性愛やフェミニズムの理論が進展したことは事実であろう。しかし、一方でこの理論に関しても問題が存在している。例えば、クイア理論に対してはその実践上の帰結や具体的目的が必ずしも明確ではないとの批判がなされている。また、「クイア」という枠組は、「ゲイ」という集団的アイデンティティを超えるものではあるかもしれないが、単にそこに含まれる人々の範囲を拡大するにすぎないのであれば、それは異性愛者対「クイア」という新たな対立を生み出すことになり、結局どのようにして異性愛／同性愛の二項対立を解消させるのか理解しがたい

と考えられるのである。⁽⁴²⁾

このように、現在大まかにいえば、同性愛に関する理論としては、集団的アイデンティティの確立を目的とする理論とクイア理論が存在する。前者は、政治の場での平等実現のために集団としての運動を目指し、後者は言説分析などによって意識的・言語的レベルでの同性愛差別を暴露し、異性愛／同性愛という二項対立を超えるために個別的で多様な性のあり方を追求しようとする。このように、一見反対の方向性をもつように見える両者の関係をどう考えればよいのだろうか。方向性の違いを強調し、各理論が持つ長所と独自性を発展させる道もあるであろう。しかし、主要な目的の一つである同性愛嫌悪の解消という観点からすれば、違いを強調するのではなく、両者が相補的な関係にあることを認識すべきである。両者を結び付ける手がかりとして、筆者は「承認」という概念が鍵になると考える。そこで、次章では、ゲイ・アイデンティティ政策とクイア理論を考察しつつ「承認」と「再分配」を論じるナンシー・フレイザーの議論と、「承認をめぐる闘争」を論じるフランクフルト学派第三世代のアクセル・ホネットの議論を考察する。その考察を通じ、決して一枚岩ではない同性愛をめぐる運動と理論が、他者からの「承認」という目的を共有していることを再確認する。そして、さらにいえば、この「承認」概念はハートに代表されるリベラルな考え方に新たな視点を提供するものともなりえるだろう。同性愛者の差別解消には、単に私的領域でのソドミー行為の自由を与えるだけでは不十分であり、同性愛者としての様々なあり方そのものが承認される必要がある。法理論が人間を対象とするものである限り、そうした他者による承認の契機の視点を欠かすこととはできないと筆者には思われるのである。

第三章 承認をめぐる闘争——同性婚の可能性

本章では、同性愛に関連する理論として「承認 (recognition, Anerkennung)」を考察する。「承認をめぐる政治」を提唱するチャールズ・テイラーは、「適切な承認は、我々が人々に与えるべき丁寧さにはとどまらない。それは、人間にとっての不可欠な必要物」であると述べている。⁽⁴³⁾そして、「承認が不可欠なのは、同性愛者においても同様であり、むしろより痛切に必要とされているとさえいえるであろう。本章では、そうした「承認」をめぐるナンシー・フレイザーとアクセル・ホネットの理論を考察し、さらにそれを法における可能性へと結び付けてみたい。⁽⁴⁴⁾

(一) 「再分配」から「承認」まで? ——ナンシー・フレイザーの議論

アメリカのフェミニズムの理論家であるナンシー・フレイザーは、その論文⁽⁴⁵⁾において、現代正義論における再分配と承認の関係を考察している。⁽⁴⁶⁾彼女は、文化的支配・非承認・蔑視などの「文化的あるいは象徴的な不公平」(「承認」への要求)と、搾取・経済的周辺化・剥奪など社会経済的不平等としての「社会経済的な不公平」(「再分配」への要求)とを「分析的に区別」する。そして、「承認の政策が、集団の分化を促す傾向があるのに対し、再分配の政策は集団の分化を蝕む傾向」を有するがゆえに、承認の政治と再分配の政治は緊張関係にあり、「再分配—承認のジレンマ」が生じると論じる。⁽⁴⁷⁾このジレンマへの対処法を検討する中で、彼女は、再分配と承認のそれぞれに「肯定 (affirmation)」と「変革・変容 (transformation)」という救済策を考えている。前者が、その不公平を生じさせる社会の基礎構造を変えることのない救済策であるのに対して、後者は不公平への対処として、その不公平の根底にある社会構造そのものの再構築を目指すものである。⁽⁴⁸⁾結果、不公平に対する救済策は、①肯定

的再分配（自由主義的福祉国家）②変革的再分配（社会主義）③肯定的承認（主流派の多文化主義）④変革的承認（脱構築）という四つのマトリックスにおいて示される。そして、各方策を検討した上で、フレイザーは、自らの主たる関心であるジェンダーや人種の問題においては、「再分配と承認のジレンマを最も巧みに回避することができるシナリオ」として、「経済上の社会主義と文化面での脱構築」の結合という対処法を選択するのである。⁽⁴⁹⁾

こうした分析枠組を用いるフレイザーだが、同時に文化的でもあり社会経済的でもあるジェンダーと人種とは別に、「承認型の公正モデルが当てはまる理想典型的な共同体様式」として「特別に様式化して純理的に解釈された、嫌悪されるセクシュアリティの概念」⁽⁵⁰⁾も考察している。自らの文化的価値やセクシュアリティを引き下げられ、「侮辱、嫌がらせ、差別、暴力」を受ける一方で、法的権利や平等な保護が否定される同性愛者に対する不公平の救済策は、政治経済上の再分配ではなく文化的承認であるとフレイザーは言う。「同性愛嫌悪と異性愛至上主義を克服するのに必要なのは、異性愛に特権を与え、ゲイやレズビアンに同等の敬意を払うことを拒否し、同性愛を合法的な性のあり方として認めようとしめない文化的評価を変更すること」であり、これは、「嫌悪されるセクシュアリティを再評価し、ゲイとレズビアンの性的特異性に肯定的な承認を与えることを意味する」⁽⁵¹⁾のである。

そして、同性愛嫌悪や異性愛至上主義に対する肯定的救済策としてゲイ・アイデンティティ政策を、変革的救済策としてクイア理論のアプローチをそれぞれ挙げ、両者共に利点があるが、「ゲイ・アイデンティティ政策が、現存している同じ性的指向を有する集団の分化を高める傾向にあるのに対して、クイア理論政策のほうは「少なくとも表面上、また長期的に―それを動揺させる傾向にある」ところに違いがあると指摘するのである。⁽⁵²⁾

このように、フレイザーは同性愛に関する不公正の救済策として、ゲイ・アイデンティティ政策とクイア理論を挙げ、両者ともに「承認」の問題に対する解決策であると論じる。この指摘により、両理論は、他者からの「承認」

という目的を共有していることを再認識し、対立ではなく連帯の方向へ進むことが可能となるかもしれない。そうした点で、同性愛理論に有益な示唆を与えると考えられるフレイザーの理論ではあるが、「承認」と「再分配」とを分離し、同性愛を主として「承認」だけの問題と捉える方法に関しては、「再分配をめぐる闘争」もまた、広い意味での「承認をめぐる闘争」の一形態であるとするホネットの異論がある。⁽⁵³⁾ 同性愛をめぐる問題は全て文化的なものに還元できるわけではなく、そこには軍への入隊拒否やボーイ・スカウトからの排除、同性愛を理由とした就職差別や解雇など社会経済的・政治的側面も反映されていることを考えれば、ホネットの理解の方が同性愛をめぐる問題にはより妥当であると評価できるのではないだろうか。⁽⁵⁴⁾

(二) 「承認をめぐる闘争」——アクセル・ホネットの議論

フランクフルト学派第三代に属するアクセル・ホネットは、ホルクハイマー、アドルノ以降の批判理論を受け継ぎながら、ハーバーマスのコミュニケーション理論を批判的に展開している。⁽⁵⁵⁾ 彼は、その著『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』⁽⁵⁶⁾において、初期ヘーゲルの理論⁽⁵⁷⁾を用いて、ハーバーマスの理論を発展させている。

ホネットは、ヘーゲルの理論とミードの社会心理学の考察を通じて、承認を人間の実践領域全般にわたる概念として展開する。相互行為のパートナーから承認されて初めて、主体は自らをかけがえない存在であり、他人がとってかわることのできない人格だと捉えることができるのであるから、承認の契機はあらゆる人間にとって必要不可欠なものである。彼は、ヘーゲルとミードの分類にそった形で、承認の諸形態を①愛⁽⁵⁸⁾②法③連帯という三類型で分析する。母子関係に主として見られる愛という承認段階では、愛情に満ちた気遣いを得られることが主体にはわ

かっているので、安心して「一人でいる能力」を発展させることができ、自己を信頼できるようになる。しかし、この愛情関係は恋人や親子、友人など特定の人と結び付いたものであるので、より多くの人びととの関係に転用することができない。そこで、共同体の成員全てに、自由で平等な自律した法的人格を承認する法の段階が次に現れる。こうした法的承認によって、自分は全ての他者から尊重されるにふさわしい人間であると認識でき、自尊心が醸成されることになる。さらに、連帯の段階にいたると、法的人格として皆同様に承認されていた状態から進んで、各主体に対して「名声」や「人望」といった形で社会的な価値評価がなされるようになる。それを通じて、各主体は「自己を評価する」ことができるようになるのである。⁽⁵⁹⁾

また、ホネットは、相互承認という承認の肯定的形態のみならず、その否定的形態である社会的蔑視(*disrespect*, *Mißachtung*)の問題を、個人的・集団的アイデンティティ形成の上での動機づけの基礎とみる新たな視点を提示する。ないがしろにされ、侮辱されている、すなわち、承認が拒否されていると感ずるときに、他者から承認されることをめざす闘争が始まるとホネットは述べる。そして、三類型での承認拒否として、それぞれ虐待・暴力的抑圧、権利剥奪・排除、侮辱・尊厳の剥奪を挙げる。愛の段階での身体的な虐待は、本来醸成されるはずの自己への信頼を破壊してしまうことになり、身体的被害にとどまらず、精神的統合に問題を生じさせる。法の段階での権利の剥奪は、その人に社会の他の構成員と同程度の道德的な責任能力がないと認識させ、自尊心を奪うことになる。さらに、連帯の段階では、侮辱されることで、自らが特徴的な性質や能力の点で評価されていることを理解する機会が奪われる。こうした深刻な結果をもたらす尊重の欠如を乗り越え、尊重を取り戻すために、憤激や憤慨にかられ、あるいは恥辱を解消するために承認をめぐる闘争が行なわれることになるのである。⁽⁶⁰⁾

こうしたホネットの承認論には、承認を三段階でとらえることの妥当性や各段階の関係の不明確さといった問題

点も考えられるであろうが、フレイザーの議論と比べて、より適切に同性愛をめぐる問題を把握できると筆者は考える。同性愛者はまさに尊重を欠如した状態に追いやられているのであり、自らの存在に関する承認を切実に求めている。またそれは文化的レベルに留まるものではない。次に、そのことを、同性婚制度を通じて簡潔に考察したい。

(三) 同性愛に関する承認をめぐる闘争——制度としての同性婚の可能性

同性婚という制度を考える際、それが法による承認という側面をもつことは明らかであろう。ホネットは三つの承認形態の第二段階に法をおいていた。法による承認によって自尊心が獲得でき、逆に権利が剥奪されたり、排除されたりする場合に承認をめぐる闘争が動機付けられる。同性愛者にだけ婚姻を認める法制度では、同性愛者はまさに排除されているのであり、承認をめぐる闘争が生じることになるであろう。この点で、同性愛者のアイデンティティが文化的に承認されさえすれば、それで問題が解決したかのように考え、「承認をめぐる闘争」を文化的承認へと狭く限定的に理解することになりかねないフレイザーは、承認闘争が、文化的承認だけではなく法的・政治的平等をめぐる闘争でもあることを軽視しがちである。⁽⁶¹⁾同性愛者は、ただ単に自らのアイデンティティが文化的に承認されることだけを目標にするのではなく、法の適用の中で具体的に差別を撤廃していくことも目指している⁽⁶²⁾のである。また、法領域における「承認をめぐる闘争」を通じて、権利は実質的な拡張と構成員の増大という二つの方向へと普遍化されるのであり、この普遍化は、差別された特定グループの権利保障を徹底していく方向性と同時に、排除されていた者をその社会の構成員に参入させる方向性を有する。⁽⁶³⁾そうした方向性からすれば、婚姻制度によって認められる権利が同性愛者に与えられることになるのが当然の流れということになるのかもしれない。

他方で、同性婚導入に慎重な意見として、同性婚が既存の異性愛／同性愛枠組の温存につながるとの評価がありえよう。また、依然存在する同性愛嫌悪に配慮し、同性婚ではなくより穏健なパートナーシップ制度を導入すべきだとする意見も存在する⁽⁶⁴⁾。確かにその制度により一定の財産的保障が認められ、また、パートナーシップ制度のほうが、異性愛を中心とする画一的な既存の婚姻制度より、多様な性のあり方・ライフスタイルに資すると評価できるかもしれない。しかし、同性婚を求める運動が承認闘争の側面をもつことを鑑みれば、単に経済的再分配だけを認めるのではなく、より大きな承認の獲得が望まれるであろう。また、同性婚制度がそれ以外の方法で同性愛者を承認する道を閉ざすものでないことは言うまでもないのだから、多様な性のあり方を模索するのであれば、異性愛者と同じ婚姻関係を結びたいと考える同性愛者の願いをかなえる制度を否定する必要もないことになる。

パートナーシップ法も存在しない日本においては、その導入をまず検討し、その後で同性婚を目指すことが現実的かもしれない。しかし、同性愛者の運動が「承認」と「再分配」を同時に求めるものであること、そしてそれが達成されてこそ同性愛者の不平等な状態が改善されることを認識すれば、さらに進んで同性婚実現を目指すという選択肢を検討する意義は、大いにあるといえよう。もちろん、同性婚という法による「承認」だけで同性愛者差別が全て解消されるわけではない。しかし、同性婚制度の確立は、個々の同性愛者や集団としての同性愛者に対する承認の一大契機となるのであって、こうした他者からの承認の視点なしに、同性愛者差別が解消されえないのもまた事実であると思われる。

おわりに

本稿では同性愛を題材とする法理学上の論争の批判的考察から、同性愛をめぐる運動と理論の変化を概観し、「承

「認闘争」である同性愛に対して、法がとるべき態度の可能性を示唆した。根拠が乏しい理由をもとに同性愛者が差別されているとすれば、法はその是正を目指さねばならず、それは法が道徳領域に積極的に関わっていくべき事例が存在することを示唆しているともいえるであろう。また、本稿で取り上げた事例や理論は、文化的・歴史的・宗教的背景から、圧倒的に欧米の事例が多いが、日本でも同性愛に関連する問題は存在している⁽⁶⁵⁾。そうした問題や同性愛者の置かれている状況、彼ら（彼女ら）の求めるものを深く認識することなく、ただ表面上「寛容」をほどこすことは、同性愛嫌悪の裏返しにすぎない⁽⁶⁶⁾。性は確かにプライバシーに大きく関わるものであるが、だからといって「私」の領域だけで同性愛を認めれば良いとする一見リベラルな態度が、実は大きな同性愛差別ともなりかねない。差別の是正には、ありのままの同性愛者を認めるという承認の契機が不可欠であると思われるのである。

最近では、同性愛など性をめぐる問題が現実社会において数多く発生し、それに対応しうる研究や理論構築も徐々に分化してきている。こうした様々な目的を有し、方法論や分析枠組が異なる理論が今後どのように展開し、どのような帰結を生むのかについての考察が今後の課題である。そして、複雑多様でかつ強固な各人の道徳像⁽⁶⁷⁾がその背後に存在する同性愛をめぐる問題に、法が実際どう取組み、どのような判断を下すのかの検討、さらに本稿では十分に論じることができなかった、具体例を通じた法と道徳の関係の省察についても今後の課題としたい。

(1) 全米の自治体で初めてサンフランシスコ市が同性婚を認め、五六組のカップルが正式に結婚した。サンフランシスコ市長に当選したギャビン・ニューソム氏が行った発議に基づき、市長独自の判断で、市庁舎に訪れた同性カップルに結婚許可証を発行したものの、このため全米各地から同性婚を望む多くのカップルが殺到し、約三七〇〇組が結婚した。この動きに対し、同性婚を禁止している州法を根拠にカリフォルニア州知事が、結婚証明書発行の停止と、既になされた結婚の無効確認を求めて提訴したが、州最高裁によって一度却下され、その後、市に同性カップルへの結婚証明書発

行を当面停止するよう命令がなされた。また関連して、ブッシュ大統領が、連邦議会に同性婚禁止の憲法改正承認を要請し、波紋を呼んでいる。

- (2) オーストラリアの連邦高等裁判所は、「ゲイのため迫害された」と難民申請していたバングラデシュの男性カプブルに対し、同性愛者への差別を理由に難民と認める判決を下しているし、ヨーロッパでも同性愛に関係する問題は多い。ヨーロッパでの事例に関して、谷口洋幸「ヨーロッパ人権条約における同性愛」『中央大学大学院研究年報』三〇号（二〇〇〇年）参照。日本でも、「性的指向などを理由とする社会生活における差別的取扱い」が人権救済制度における救済対象と明記されることになり、また性同一性障害 (gender identity disorder) に悩む人々について法令上の性別の取扱いの特例を認める法律が成立した。ただし、本法の適用要件の一つである「子供がいない」ことについては、その改善を求める声も大きい。石原明・大島俊之編著『性同一性障害と法律——論説・資料・Q & A——』（晃洋書房、二〇〇一年）、大島俊之『性同一性障害と法（神戸学院大学法学研究叢書11）』（日本評論社、二〇〇二年）、稲葉雅紀「同性愛者の人権侵害」法学セミナー五六五号（二〇〇二年）五二―五三頁、二宮周平「戸籍の性別記載の訂正は可能か（1）」（3）『戸籍時報』五五五・五五九・五六一号（二〇〇三年）。

- (3) 井上茂・矢崎光圀編『法哲学講義』（青林書院新社、一九七〇年）一九九―二〇二頁、田中成明『法理学講義』（有斐閣、一九九四年）一三八―一四二頁など参照。

- (4) Report of the Committee on Homosexual Offences and Prostitution, Cmnd. 247, 1957.

- (5) この論争に関しては既に多くの先行研究が存在している。例えば矢崎光圀『法実証主義——現代におけるその意味と機能——』（日本評論新社、一九六三年）一三八―一七四頁、井上茂「法による道徳の強制」〔同〕『法哲学研究第三巻』有斐閣、一九七二年、所収）、大橋智之輔・三島淑臣・田中成明編『法哲学綱要』（青林書院、一九九〇年）一二八―一三一頁、サイモン・リー（加茂直樹訳）『法と道徳——その現代的展開』（世界思想社、一九九三年）六七―七六頁、三島淑臣編『法哲学入門』（成文堂、二〇〇二年）五四―五八頁、Rolf E. Sartorius, “The Enforcement of Morality”, *Yale Law Journal*, Vol.81 (1972) pp.891-910, など。

- (6) Patrick Devlin, *The Enforcement of morals*, Oxford University Press, 1965.

- (7) ただし、デブリンは、社会は法を限定的に用いるべきだとする抑制の原理も挙げている。Id., pp. 17-20.

- (8) 文明社会のどの成員に対してにせよ、彼の意思に反して権力を行使しても正当とされるための唯一の目的は、他の成員に及ぶ害の防止にあるという原理。ウォルフエンデン報告自体もこの原理に依っている。評価される。John Stuart Mill, *On Liberty*, Longmans: Green, 1921, 「自由論」(関嘉彦責任編集『世界の名著49ベンサム・J・S・ミル』中央公論社、一九七九年、所収)二二四頁。なお、ミルに大きな影響を与えたベンサムは、同性愛に対して厳しい社会の中にあつて、同性愛擁護論を唱えていた。土屋恵一郎『ベンサムという男——法と欲望のかたち』(青土社、一九九三年)二二二—二二六頁、三一五—三一七頁。
- (9) H. L. A. Hart, *Law, Liberty and Morality*, London, Oxford University Press, 1963.
- (10) ドウオーキンは著『権利論』においてこの論争を分析し、デブリンの意見を批判的に検討している。また、多文化主義を唱えるキムリックも、デブリンの主張は主流社会内の保守主義とよく似た立場であると指摘している。Ronald Dworkin, *Taking rights seriously*, Harvard University Press, 1977, 小林公訳『権利論II』(木鐸社、二〇〇一年)九—四〇頁。Ronald Dworkin, "Load Devlin and the Enforcement of Morals", *Yale Law Journal*, Vol.75 (1966) pp. 986-1005, Will Kymlicka, *Liberlism, Community, and Culture*, Clarendon Press, 1989, pp. 168-169, 角田猛之・石山文彦・山崎康仕監訳『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義——』(見洋書房、一九九八年)三三三—三五頁。他方で、法の抑制を解くデブリンの主張に注目し、ハートの批判から彼を擁護する主張や、デブリンの理解を一部評価する者もある。Rostow, "The Enforcement of Morals", in *The Sovereign Prerogative*, Yale University Press, 1962, p. 77, Gerald Dworkin, "Devlin was right: law and the enforcement of morality", *William and Mary Law Review*, Vol. 40 (1998), pp. 927-946.
- (11) ウォルフエンデン報告提出後の動きとして、上村貞美「人権としての性的自由をめぐる諸問題(二)」『香川法学』十巻一号(一九九〇年)二九—三六頁、同『性的自由と法——香川大学法学会叢書2』(成文堂、二〇〇四年)一六八—一七四頁。
- (12) この他に考えられる問題として、例えば、ハートは法の第一次的ルールである責務の賦課について、その内容にセックスに関するものを含めていない。N・マコーミック(角田猛之編訳)『ハート法理学の全体像』(見洋書房、一九九六年)二二二—二三五頁。

- (13) 法と道徳の関係に関連し、法実証主義の立場をとるハートと法の内在道徳を説くフラーとの間で論争が行なわれた。H. L. A. Hart, "Positivism and the Separation of Law and Morals", *Harvard Law Review*, Vol. 71 (1958), pp. 593-629, Lon L. Fuller, "Positivism and Fidelity to Law: A Reply to Professor Hart", *Harvard Law Review*, Vol. 71 (1958), pp. 630-672. 法実証主義及び法実証主義の理論展開の状況については、深田三徳『法実証主義論争——司法的裁量論批判——』(法律文化社、一九八三年)、同『法実証主義における「法と道徳分離論」と「源泉テーゼ」』(一)(二)(三)『同志社法学』四〇巻一号、二号、四号(一九八八年)、中山竜一『二十世紀の法思想』(岩波書店、二〇〇〇年)一一頁、五七―六二頁、井上達夫『法という企て』(東京大学出版会、二〇〇三年)iv―x頁参照。
- (14) 同性愛に関しては、「問題は同性愛ではなく、それに対する恐怖なのである」という言葉が簡潔に示しているように、ホモフォビアの解消が目指されることが多い。ギー・オッカングム(関修訳)『ホモセクシユアルな欲望』(学陽書房、一九九三年)。
- (15) ドイツの法学者ウルリヒスは、同性間の性的嗜好を「ウラニズム(Uranism)」と呼び、ユダヤ系ドイツ人の性科学者マグヌス・ヒルシュフェルトは、同性愛を正常な男女の中間に存在する「第三の性」として理解していた。Magnus Hirschfeld, *The Homosexuality of Men and Women*, Prometheus Books, 2000. ウルリヒスとヒルシュフェルトに関して、サイモン・ルベイ(伏見憲明監修・玉野真路・岡田太郎訳)『クイア・サイエンス——同性愛をめぐる科学言説の変遷』(勁草書房、二〇〇二年)一一―三九頁参照。ヒルシュフェルトの立場はセクシユアリティが生物学的な身体的特徴に還元でき、個人の本質をなす一つの要素だとする「本質主義」と呼ばれるものであり、セクシユアリティは権力関係によって規定されるとする「社会構成主義」との理論対立が存在する。
- (16) ミシェル・フーコー(渡辺守章訳)『性の歴史I——知への意志』(新潮社、一九八六年)。なお、フーコーに関する文献として、ジョン・ライクマン(田村俣訳)『ミシェル・フーコー——権力と自由』(岩波書店、一九八七年)、関良徳『フーコーの権力論と自由論——その政治哲学的構成』(勁草書房、二〇〇一年)、タムシン・スパーゴ(吉村育子訳)『フーコーとクイア理論』(岩波書店、二〇〇四年)などがある。
- (17) このスケールは、異性愛だけの行動をとる人を1とし、同性愛だけの行動をとる人を6として分類し、男性と女性の性的パートナーが混ざる人を1、2、3、4、5と分類したもので、現在でも性の研究にとって有用であるとされて

- 32° David P. McWhirter, Stephanie A. Sanders, June M. Reimisch eds., *Homosexuality / Heterosexuality: Concepts of Sexual Orientation*, Oxford University Press, 1990, pp. xxi-xxii.
- (18) June M. Reimisch with Ruth Beasley, *THE KINSEY INSTITUTE NEW REPORT ON SEX: What You Must Know to be Sexually Literate*, St. Martin's Press, New York, 1990, p.138, 小曾戸明子・宮原忍訳『最新キンゼイ・レポート』(小学館、一九九一年)二〇九頁。
- (19) 本稿ではジェンダーとセックスの関係やセクシュアリティ概念、インターセックスやトランスジェンダーなどについては詳細に検討しない。こうした問題については、伏見憲明『性』のミステリー——越境する心と体』(講談社、一九九七年)、田崎英明『ジェンダー／セクシュアリティ』(岩波書店、二〇〇〇年)六一―八四頁、竹村和子『フェミニズム』(岩波書店、二〇〇〇年)など参照。また本稿では、主としてゲイを指す意味で同性愛という言葉を用いている場合が多いが、これは決してレスビアン存在を軽視するものではない。レスビアンについては、アドリエヌヌ・リッチ(大島かおり訳)『強制的異性愛とレスビアン存在』(同『血、パン、詩。』晶文社、一九八九年、所収)五三―一九頁参照。
- (20) Reverend Ellen M. Barrett, "Legal Homophobia and the Christian Church", *Hastings Law Journal*, Vol.30 (1979), pp.1019-1027, 松平光央『西欧文明』同性愛、バーガー・コート——アメリカ連邦最高裁判所の同性愛処罰法合憲判決を中心に——』『法律論叢』六〇巻二・三合併号(一九八七年)一六八―一六九頁、上村・前掲注(11)論文、三―六頁。
- (21) 向坂寛・森進一・池田美恵・加来彰俊訳『プラトン全集一三——ミノス・法律』(岩波書店、一九七六年)八二頁。
- (22) アリストテレス(山本光雄訳)『政治学』第一巻第二章(岩波書店、一九六一年)三三三頁、同(高田三郎訳)『ニコマコス倫理学(下)』第七巻第五章(岩波書店、一九七三年)三三三頁。
- (23) 泉治典訳『アウグスティヌス著作集一三「神の国」(3)』(教文館、一九八一年)三九四―三九八頁、J・モレイ「現代における聖トーマスの性倫理の意義」(松本正夫・門脇佳吉・K・リーゼンフーバー編)『トマス・アクィナス研究——没後七百年記念論文集——』創文社、一九七五年、所収)三三七―三三九頁。
- (24) ミシエル・フーコー(増田一夫訳)『同性愛と生存の美学』(哲学書房、一九八七年)二二―二六頁。

- (25) ここでは欧米を中心に考察しているが、イスラム教でも旧約聖書のレビ記などが律法として用いられているため、同性愛は認められず、公式には同性愛者は存在しないとされている。コーラン第四章第二十節(カイロ版では第一六節)に、規定があるが、「その刑罰は特定されて」おらず、刑罰の「手段・方法・程度はすべて裁判官(ないし支配者)に委ねられていると解されている」。夏目文雄『アラブ諸国の刑事立法の研究』(法律文化社、一九九〇年)二三七頁、井筒俊彦『井筒俊彦著作集7 コーラン』(中央公論社、一九九二年)一〇九頁。これに対して、日本は男色行為に對し比較的寛容であったといわれ、男色行為を記した種々の資料が存在している。日本における男色の起源は、『日本書紀』に見られる「阿豆那比之罪(あづないのつみ)」であるとされる。また近代以前、仏僧侶は衆道という名称で男色行為を行い、武士社会や、歌舞伎など伝統芸能の世界でも男色は盛んであったとされ、その傾向は明治時代になっても続いたという。中埜喜雄「近親相姦と男色——日本法制史の立場から——」『産大法学』四卷三号(一九七〇年)、平塚良宣『日本における男色の研究』(人間の科学社、一九九四年)、岩田準一『本朝男色考・男色文献書志(合本)』(原書房、二〇〇二年)八—九頁、礪川全次編『歴史民俗学資料叢書』第二期「第三卷 男色の民俗学」(批評社、二〇〇三年)参照。
- (26) この他に同性愛を拒否するとされる聖書の文言としては、『コリント人への手紙』第六章九—十節、『テモテへの第一の手紙』第一章九—一節や、『ローマ人への手紙』第一章二六—二七節がある。それぞれの文言につき、『聖書新共同訳—旧約聖書統編つき』(日本聖書協会、一九八七年)二二二、二二四、三一八、三五五、四四四頁参照。
- (27) 創世記第十九章—二十九節。関根正雄訳『旧約聖書創世記』(岩波書店、一九九九年)五八—六一頁。
- (28) ステーパーズ(阿南成一訳)『法と道徳——死刑・自殺・産児制限等をめぐって——』(理想社、一九六八年)一八四—一八八頁。John Boswell, *Christianity, Social Tolerance, and Homosexuality, The University of Chicago Press, 1980*, 大越愛子・下田立行訳『キリスト教と同性愛——14世紀西欧のゲイ・ビープル』(国文社、一九九〇年)一〇九—一三三頁、小原克博『新約聖書の性倫理——テストケースとしての同性愛』『福音と世界』一九九八年十月号(新教出版社、一九九八年)一六—二十頁。
- (29) 宗教的理由などから、同性愛を「性的倒錯」の一種として紹介し、それと性犯罪を短絡的に結び付けるかのような表現も依然みられる。ホセ・ヨンパルト・金澤文雄共著『新版法と道徳——リーガル・エシックス入門——』(成文堂、

- 一九八一年)一九三—一九七頁。これに対し、ネーゲルは、「同性愛が倒錯でなければならぬ」ということは疑問の余地があるように思われる」としている。トマス・ネーゲル(永井均訳)『ロウモリであるとはどのくらいなのか』(勁草書房、一九八九年)六四—八五頁。また、アメリカ精神医学会は、一九七三年『精神障害の分類と診断の手引き(DSM)』第三版第七刷から同性愛を精神障害のカテゴリから除外しており、一九九三年にはWHOも『国際疾病分類』第十版(ICD—10)で同性愛を精神障害から削除し、日本でも一九九五年に日本精神神経医学会が同性愛を精神障害とみなさないとした。
- (30) Lawrence v. Texas, 123 S. Ct. 2472(2003). Jennifer L. Schwartz, Case Notes, *Law and Sexuality: A Review of Lesbian, Gay, Bisexual and Transgender Legal Issues*, Vol.12 (2003), pp.363-374.
- (31) Bowers v. Hardwick, 478 U.S. 186(1986). フォース判決については、既に数多くの分析や研究がなされている。Mark F. Kohler, "History, Homosexuals, and Homophobia: the judicial Intolerance of Bowers v. Hardwick", *Connecticut Law Review*, Vol.19 (1986), pp.129-142.; Anne B. Goldstein, "History, Homosexuality, and Political Values: Searching for the Hidden Determinants of Bowers v. Hardwick", *Yale Law Journal*, Vol.97(1988), pp.1073-1103., 上村貞美「人権としての性的自由をめぐる諸問題(三)」『香川法学』一一卷一号(一九九一年)二七—三二頁。志田陽子「セクシュアリティとプライバシー・平等保護——《性の自律》と《同性愛者の権利》をめぐるアメリカ憲法理論の傾向」『早稲田大学大学院法研論集』八六号(一九九八年)。
- (32) 松平・前掲注(20)・一七二—一七六頁。
- (33) 同性愛運動の進展を概観するものとして、John D'Emilio, *Sexual Politics, Sexual Communities: the Making of a Homosexual Minority in the United States 1940-1970*, The University of Chicago Press, 1983 参照。
- (34) Steven Epstein, "Gay politics, Ethnic Identity: The Limits of Social Constructionism", *Socialist Review*, no. 93/94(May-August 1987) pp.9-54.
- (35) Craig A. Rimmerman, *From Identity to Politics: The Lesbian and Gay Movements in the United States*, Temple University Press, 2002.
- (36) ハバロタ縣令を示すものとして、K. Anthony Appiah, "Identity, Authenticity, Survival: Multicultural Societies

- and Social Reproduction," in Amy Gutmann ed., *Multiculturalism*, Princeton U. P., 1994, pp.160-167, 「アイデンティティ、真正さ、文化の存続——多文化社会と社会的再生産——」(エイミー・ガットマン編(佐々木毅・辻康夫・向山恭一訳)『マルチカルチュラルイズム』岩波書店、一九九六年、所収 二二二六—二二三三頁。
- (37) 河口和也『クイア・スタディーズ』(岩波書店、二〇〇三年) 五一—六五頁。
- (38) 性的指向に基づくゲイ・アイデンティティに対して、クイア・アイデンティティは「本質なきアイデンティティ」と言われることがある。David Halperin, *Saint Foucault: Towards a Gay Hagiography*, Oxford University Press, 1995, 村山敏勝訳『聖フーコー——ゲイの聖人伝に向けて』(太田出版、一九九七年) 参照。
- (39) Judith Butler, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, New York and London: Routledge, 1990, 竹村和子訳『ジェンダー・トラブル——フェミニズムとアイデンティティの攪乱』(青土社、一九九九年)。
- (40) イヴ・コゾフスキー・セジウィック(外岡尚美訳)『クローゼットの認識論——セクシュアリティの20世紀』(青土社、一九九九年)、Eve Kosofsky Sedgwick, *Between Men: English Literature and Male Homosexual Desire*, Columbia University Press, 1985, 上原早苗・亀澤美由紀訳『男同士の絆』(名古屋大学出版会、二〇〇一年)。
- (41) その他の問題として、エスニック・モデルを採用することによってセクシュアリティもまた不変であるとの意識が植え付けられてしまう可能性がある。また、ゲイというアイデンティティの形成と資本主義が関連していることを指摘し、資本主義の論理に取り込まれてしまうことへの警戒を示すものとして、ジョン・デミリオ(風間孝訳)「資本主義とゲイ・アイデンティティ」(『現代思想』一九九七年五月臨時増刊号レズビアン／ゲイ・スタディーズ、青土社、一九九七年、所収) 一四五—一五八頁。
- (42) また、同性愛研究一般の問題点かもしれないが、その研究者に対して自らも同性愛者であることを暗黙の内に要求しているように思われることが挙げられる。確かにそうであれば痛切な問題意識や熱意が生まれるのかも知れないが、異性愛／同性愛の二分法の脱構築を目的とするのであれば、研究者の性的指向は必ずしも問題にならないし、むしろ異性愛者による分析も歓迎すべきことのように思われる。「同性愛者を代表する者は、同性愛者でなければならない」とすれば、それは自らが否定する不毛な二項対立の枠組に捕えられていることを意味しよう。

- (43) C・テイラー「承認をめぐる政治」エイミー・ガットマン編・前掲注(36)所収、三十九頁。本稿ではこれ以上触れないが、本稿と関連するテイラーの理論について、岩崎稔・辻内鏡人訳「(インタヴュー)多文化主義・承認・ヘーゲル」『思想』第八六五号(一九九六年)九一―七頁、中野剛充「チャールズ・テイラーの政治哲学」『相関社会科学』八号(一九九八年)五六―六一頁、田中智彦「両義性の政治学」チャールズ・テイラーの政治思想(1)(2)——「早稲田政治公法研究」五三三号(一九九六年)・五五号(一九九七年)、三上剛史「道徳回帰とモダニティ——デュルケームからハバースマスールマンへ」(恒星社厚生閣、二〇〇三年)九一―三頁を挙げておく。
- (44) 以下、本章でのフレイザーとホネットの議論に関しては、以下の論文に多くを依拠している。重松博之「ヘーゲル承認論の現在——A・ホネットの承認闘争論を中心として——」(日本法哲学会編『法哲学年報一九九九——都市と法哲学』有斐閣、二〇〇〇年、所収)、同「再分配と承認——現代正義論における承認論の位置づけをめぐって——」(ホセ・ヨンバルト他編『自由と正義の法理念——三島淑臣教授古希祝賀』成文堂、二〇〇三年、所収)、日暮雅夫「承認論の現代的座標——ホネット社会理論の展開——」『思想』九三五号(二〇〇二年)。
- (45) Nancy Fraser, "From Redistribution to Recognition? Dilemmas of Justice in a "Post-Socialist" Age", in *Justice Interruptus*, Routledge, 1997, 原田真見訳「再分配から承認まで」・ポスト社会主義時代における公正のジレンマ」『アソシエ』五号(御茶の水書房、二〇〇一年)。
- (46) 正義論における分配と承認の関係について、河村倫哉「自由主義における「承認」の問題——ロールズ、ラズ、オークショット——」『ソシオロギス』一三三号(一九九九年)。正義論の代表者たるロールズは、基本財の分配を考察の中心とするため承認に対して十分な配慮を行っていないとの批判を受けることもあるが、基本財に「自尊心」が含まれることには注意を要する。John Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard University Press, 1971.
- (47) Nancy Fraser, *supra* note 45, pp.11-16, 邦訳一〇三―一〇八頁。
- (48) *Id.*, p.23, 邦訳一一五―一一六頁。
- (49) *Id.*, pp.27-33, 邦訳一一九―一二五頁。
- (50) フレイザーは、脚注において、セクシュアリティはジェンダーと切り離せないとも理解できるといふバトララーの示唆に言及した上で、なお同性愛者が直面する問題の根本には文化的なものがあると考えるとし、また同性愛嫌悪は搾取

ではなく、同性愛者の被る不利益は文化承認をより根元的に否定されることから生じた効果であるとしている。Id., p.35, 邦訳二二八—二二九頁。なおフレイザーとバトララーの議論については、『批評空間』第Ⅱ期第二三号(太田出版、一九九九年)二二七頁以下所収のそれぞれの論文を参照。

(51) Id., pp.18-19, 邦訳一〇—一一頁。

(52) Id., p.24, 邦訳一六—一七頁。文脈の都合上、表現を若干変更させていただいている。

(53) アイリス・マリオン・ヤングも、フレイザーの議論では再分配と承認との二項対立につながりかねないと批判している。大川正彦『正義』(岩波書店、一九九九年)一一七頁。

(54) 二人の論争については Nancy Fraser and Axel Honneth, *Redistribution or Recognition?: A political-philosophical exchange*, translated by Joel Golb, James Ingram, and Christiane Wilke, Verso, 2003 参照。

(55) 博士論文を発展させた形で出版された Axel Honneth, *Kritik der Macht: Reflexionsstufen einer kritischen Gesellschaftstheorie*, Suhrkamp Verlag, 1985; 河上倫逸監訳『権力の批判——批判的社説理論の新たな地平』(法政大学出版局、一九九二年)は、ハーバースとフーコーの理論を止揚しようと試みるものである。

(56) Axel Honneth, *Kampf um Anerkennung: Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*, Suhrkamp Verlag, 1992. 山本啓・直江清隆訳『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』(法政大学出版局、二〇〇三年)。(57) ホネットによるヘーゲル理解として、アクセル・ホネット「原子論と倫理的な生活——ヘーゲルのフランス革命批判について」(D・ラスマッセン編(菊地理夫・山口晃・有賀誠訳)『普遍主義対共同体主義』日本経済評論社、一九九八年、所収)二〇—二二五頁。

(58) ホネットは、親密な愛という承認関係のなかでフェミニズム倫理学におけるケアの視点を吸収しようとしているという指摘がある。日暮・前掲注(44)、五二頁。

(59) Honneth, *Kampf um Anerkennung*, a. a. O., S.148-211, 邦訳二二四—二七五頁。

(60) Honneth, *ebenda*, S.212-225, 邦訳一七六—一八七頁。なお、当該部分を訳出したものとして、アクセル・ホネット(大川正彦訳)「人格の同一性と蔑視——暴行、権利剥奪、尊厳の冒瀆」『現代思想臨時増刊号』二二巻八号(青土社、一九九三年)四二四—四三二頁。

- (61) フレイザーの議論には確かに指摘したような問題があるが、他方で、論文の題名に現れているように、「必ずしも」再分配」と「承認」の二者択一を述べているわけではないこと、また同性愛に関しても、あくまでそれが「特別に様式化して純理的に解釈された」ものであることには留意せねばならない。
- (62) ホモセクシユアルの権利主張のあり方が、ソドミーを行なう権利から、同性パートナーと結婚する権利へと移行したことを指摘し、同性婚をめぐる言説を考察し、その可能性を示唆するものとして、佐藤憲二「憲法の言説分析——Bowers v. Hardwickを素材として——」（棚瀬孝雄編著『法の言説分析』ミネルヴァ書房、二〇〇一年、所収）一八九—一九五頁。
- (63) Hometh, *Kampf um Anerkennung*, a. a. O., S.191, 邦訳二五九頁。
- (64) 渡邊泰彦「同性登録パートナーシップ試案」『同志社法学』五三巻九号（二〇〇二年）一四八—一五一頁。同氏は、同性婚の是非には、それぞれの「婚姻」観が反映されること、同性婚実現は望ましいが困難かつ時間がかかることからパートナーシップ制度を推奨されている。また、プラグマティックな法と経済学を提唱するポズナーは、同性婚について、「同性婚による利益はコストにまさるかもしれない」が、同性愛に対する敵意がアメリカに行き渡っていることを考えれば、より中間的な解決策に注目すべきとし、モデルとしてデンマークの登録パートナーシップ制度とスウェーデンの同性間での同棲を挙げている。Richard A. Posner, *Sex and Reason*, Harvard University Press, 1992, pp.309-314. これに対して、フランスのPACS法に関し、同性愛カップルの法的承認という象徴的效果は認めつつも、制度の問題点を考察するものとして、丸山茂「フランスの家族と社会（6）PACS——同性愛の制度的承認か？」『神奈川大学評論』三四号（一九九九年）がある。
- (65) 公共施設である東京都立「府中青年の家」の同性愛者に対する宿泊拒否が問題とされた事件として、東京高裁判平成九年九月一六日判決がある。キース・ヴィンセント、風間孝、河口和也「ゲイ・スタディーズ」（青土社、一九九七年）一七〇—一八〇頁、『憲法判例百選Ⅰ（第四版）』七〇—七一頁（二〇〇〇年）、丸田隆「性的行動と個人の責任（Ⅰ）——同性愛をめぐる」『法学セミナー』五五三号（二〇〇一年）七五—七六頁参照。また現在、同性愛者に対して死刑が行なわれるイランから日本へ亡命して来た者の取り扱いが問題とされている。
- (66) 関連して、同性愛に「寛容」な政策によって、オランダの同性愛者たちが異性愛中心社会への抵抗をあきらめてし

まったことへの警鐘を鳴らすものとして、ヤン・ヴィレム・ダウベンダック（岡島克樹訳）「オランダ・ゲイ・アイデンティティの脱政治化——何故オランダのゲイはクイアではないのか」前掲注（41）所収、の特に三一八頁を参照。

（67）松浦好治『法と比喩』（弘文堂、一九九一年）七四―七六頁。松浦教授は、「法とはくである」という主張には、各人の法理解の根底に横たわる一般的抽象的ながら強固なイメージが反映されると述べておられるが、この点は道徳も同じであろうと筆者には思われる。